令和６年度第４回　本庄市交通政策協議会　次第

日　時：令和６年１１月１日（金）
　　午前１０時００分～
場　所：本庄市役所（６階）大会議室

１．開　　会

２．挨　　拶

３．報告事項

（１）運行事業者の選定結果について　資料１　2頁

４．議　　事

（１）令和７年度　地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更申請（地域内フィーダー系統）について　資料２　4頁

（２）今後のスケジュール及び運行にあたって協議・合意が必要な事項　資料３　32頁

（３）令和６年度地域内フィーダー系統補助金交付申請について　参考資料

５．閉　　会

令和6年度　本庄市交通政策協議会　委員名簿

（敬称略・順不同）

役　職	氏　　名	選　出　区　分 （本庄市交通政策協議会設置要綱第3条第2項）		備　　考
会長	佐々木（ササキ）　邦明（クニアキ）	第１３号委員（学識経験を有する者）	早稲田大学　教授	
委員	齊藤（サイトウ）　順一（ジュンイチ）	第１号委員（本庄市長又はその指名する者）	本庄市都市整備部長	
委員	田沼（タヌマ）　健一（ケンイチ）	第２号委員（一般乗合旅客自動車運送事業者）	朝日自動車株式会社 運輸部長	
委員	石倉（イシクラ）　実希雄（ミキオ）		十王自動車株式会社 代表取締役　社長	
委員	関根（セキネ）　肇（ハジメ）	第２号委員（一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体）	一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	
委員	内田（ウチダ）　佳憲（ヨシノリ）	第３号委員（一般貸切旅客自動車運送事業者）	本庄観光株式会社 代表取締役	
委員	浅見（アサミ）　禄郎（ロクロウ）		協同貨物自動車株式会社 代表取締役	
委員	神宮（ジングウ）　つぐよ	第４号委員（一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体）	本庄地区タクシー協議会 会長	
委員	藤田（フジタ）　貢（ミツギ）		一般社団法人埼玉県乗用自動車協会　事務局長	
委員	飯塚（イイツカ）　光弘（ミツヒロ）	第５号委員（一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者）	朝日自動車労働組合 執行委員長	
委員	町田（マチダ）　純一（ジュンイチ）	第６号委員（住民又は利用者の代表）	西今井自治会長	
委員	柳田（ヤナギタ）　信（マコト）		本庄市老人クラブ連合会 副会長	
監査委員	田中（タナカ）　一成（カズナリ）		本庄商工会議所　専務理事	
委員	宮部（ミヤベ）　孝夫（タカオ）		児玉商工会　副会長	
委員	種村（タネムラ）　朋文（トモフミ）		本庄市身体障害者福祉会 会長	
委員	荻原（オギワラ）　正幸（マサユキ）	第７号委員（本庄警察署長又はその指名する者）	本庄警察署交通課　課長	
委員	坂本（サカモト）　悠人（ユウト）	第８号委員（児玉警察署長又はその指名する者）	児玉警察署交通課　課長	
委員	村上（ムラカミ）　晶彦（アキヒコ）	第９号委員（国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者）	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	
委員	高木（タカギ）　純子（ジュンコ）	第１０号委員（関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者）	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局　首席運輸企画専門官	
委員	原田（ハラダ）　英之（ヒデユキ）	第１１号委員（国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者）	国土交通省関東地方整備局建政部　都市調整官	
委員	中洲（ナカス）　啓太（ケイタ）	第１２号委員（道路管理者（国道））	国土交通省大宮国道事務所 所長	
委員	栗原（クリハラ）　龍一（リュウイチ）	第１２号委員（道路管理者（県道））	埼玉県本庄県土整備事務所 道路部長	
監査委員	林（ハヤシ）　富司（トミジ）	第１３号委員（その他協議会が必要と認める者）	本庄市議会　議員	

資料１

本庄市デマンドバス及びシャトルバス運行業務受注者の選定及び決定について

「本庄市デマンドバス運行業務委託」及び「本庄市シャトルバス運行業務委託」について、市の契約に関する事務の例により、令和６年９月１９日及び同月３０日に指名競争入札を実施し、事業者を選定及び受注者として決定しました。

なお、指名競争入札は、「令和５・６年度物品等競争入札参加資格者名簿」に登録がある事業者のうち、旅客運送の登録があり、市内に本社又は営業所がある６事業者へ通知し、実施しました。

１．本庄市デマンドバス運行業務委託（児玉地域標準運行型）
　受注者（落札者）：朝日自動車株式会社

２．本庄市デマンドバス運行業務委託（本庄地域標準運行型）
　受注者（落札者）：本庄タクシー株式会社

３．本庄市デマンドバス運行業務委託（児玉地域延長運行型）
　受注者（落札者）：本庄タクシー株式会社

４．本庄市デマンドバス運行業務委託（本庄地域延長運行型）
　受注者（落札者）：本庄タクシー株式会社

５．本庄市シャトルバス運行業務委託
　受注者（落札者）：庄和観光バス株式会社

資料２

令和7年3月変更分

陸上交通様式第１（日本産業規格Ａ列４番）

本 交 政 第　　号
令和６年１１月　　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　　本庄市交通政策協議会
住　　所　　埼玉県本庄市本庄３－５－３
代 表 者 氏 名　　佐々木　邦明（公印省略）

地域公共交通計画変更届出書

令和６年９月２５日付け国総地第１２５号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○　変更日
令和７年３月１日

○　変更箇所
提出資料のうち、赤字で記載の部分
・本庄市地域公共交通計画別紙
・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）
・表１地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

○　変更理由
令和７年３月１日からデマンドバスの運行区域を従来の本庄北・本庄南地域を統合した「本庄地域」と児玉市街地・児玉山間地域を統合した「児玉地域」の２つの区域に変更するため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

別　紙

令和６年　５月１７日
令和６年１１月　１日　変更
（名称）本庄市交通政策協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本庄市においては、鉄道駅（本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅）を交通結節点として、地域間幹線（路線バス）、デマンドバス、シャトルバス、タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。このうち、デマンドバス及びシャトルバスは、幹線に通じる支線の役割を果たしている。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化の進展に加え、ゼロカーボンシティの実現や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、地域公共交通計画策定に係る各種意識調査では、公共交通に対する満足度は高いとは言えず、デマンドバスの予約方法の改善など様々な課題が浮き彫りとなっている。

今後、高齢者や運転免許返納者の増加などにより、公共交通の需要が増加することが予測されている。また、公共交通は、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、フィーダー系統を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①公共交通の利用者数

	現状値	計画策定	計画期間				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	**R6 年度**	R7 年度	R8 年度	R9 年度
デマンドバス	10,396 人	-	10,604 人	**10,711 人**	10,818 人	10,926 人	11,000 人
シャトルバス	10,120 人	-	10,323 人	**10,426 人**	10,530 人	10,636 人	10,700 人
目標設定の考え方	デマンドバス、シャトルバスは、現状値に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値とします。						

②デマンドバスの予約不成立件数

	現状値	計画策定	計画期間				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	**R6 年度**	R7 年度	R8 年度	R9 年度
予約不成立件数	1,000 件	-	900 件	**900 件**	900 件	800 件	700 件
目標設定の考え方	予約システムの見直しや利用者登録制の導入（R7 年度）により、現状値から 3 割削減することを目標値とします。						

③公共交通の収支率

	現状値	計画策定	計画期間				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	**R6 年度**	R7 年度	R8 年度	R9 年度
デマンドバス	5.8%	-	現状値以上	**現状値以上**	現状値以上	現状値以上	現状値以上
シャトルバス	18.1%	-	現状値以上	**現状値以上**	現状値以上	現状値以上	現状値以上
目標設定の考え方	利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。						

（本庄市地域公共交通計画　Ｐ１２０参照）

（２）事業の効果

フィーダー系統を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・デマンドバスの運行日の見直し（交通事業者、市）
・デマンドバスの運行形態の見直し（交通事業者、民間事業者、市）
・シャトルバスの時刻表の定期的な見直し（交通事業者、市）

その他、各事業を検討・協議のうえ、必要と判断したものを実施する。

（本庄市地域公共交通計画　Ｐ１０３、Ｐ１０６、Ｐ１０８　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバス及びシャトルバスについて、その運行に係る費用総額 31,121,000 円（令和 6 年度予算）のうち、本庄市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数、予約不成立件数、収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和 5 年 5 月 26 日（令和 5 年度第 1 回）　令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について協議・承認 ・令和 5 年 7 月 26 日（令和 5 年度第 2 回）　先進自治体視察報告 ・令和 5 年 10 月 2 日（令和 5 年度第 3 回）　デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について協議 ・令和 6 年 1 月 24 日（令和 5 年度第 4 回）　デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について協議・承認、令和 5 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価を協議・承認 ・令和 6 年 5 月 17 日（令和 6 年度第 1 回）　令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について協議・承認 ・令和 6 年 11 月 1 日（令和 6 年度第 4 回）　令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について協議（令和 7 年 3 月変更分、令和 7 年 4 月変更分）
19. 利用者等の意見の反映状況
地域公共交通計画策定に係る各種意識調査の結果、デマンドバスの予約方法の改善を求める声が多かったため、目標達成のための施策・事業においてもデマンドバスの見直しに重点を置いた計画とした。

（２）各公共交通の位置づけと役割分担

本市では、JR高崎線、上越・北陸新幹線、JR八高線の3路線が運行しており、埼玉県内だけでなく、東京方面や上信越・北陸方面の広域的な都市間移動を担っています。路線バスは、本庄駅を起点に、伊勢崎市、美里町・寄居町、上里町・神川町・藤岡市の近隣市町を結ぶ路線、皆野町と児玉地域の南部を結ぶ路線、本庄地域と児玉地域を結ぶ路線があり、近隣市町を含む拠点間を連絡する路線が運行しています。

また、シャトルバスは、在来線駅である本庄駅と新幹線駅である本庄早稲田駅を結ぶ駅間輸送を担っています。デマンドバスは、市内を4つの区域に分け、鉄道や路線バスへの接続と日常生活における移動を面的に担っています。

なお、上記の公共交通では対応できない個別の輸送は、タクシーが担っていますが、利用したい時に確実に利用でき、目的地まで想定している到着時刻に大きく遅れることなく運行するため、利便性が高く自由度の高い交通手段である一方、他の公共交通と比較すると利用料金が高いのが特徴です。利用方法が似ているデマンドバスにおいては、利用したい時に予約ができるものの、乗降場所が限定されていることや乗り合いの発生により到着時間が不確定であること、予約が埋まっている場合には希望する時間に乗れないこと、日曜日や祝日、早朝・夜間には運行していないといった、一定の制約のある交通手段となっています。

各公共交通の特性による整理の結果を踏まえ、位置づけと役割分担を下表に整理しました。

表　各公共交通の位置づけと役割分担

位置づけ	系統	役割	維持・確保策
広域幹線	JR高崎線 上越・北陸新幹線 JR八高線	地域の拠点と市外を結び、通勤・通学、買物、観光等の広域的な移動を担います。	交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保します。
地域間幹線	路線バス ・伊勢崎線 ・寄居線 ・皆野町営バス	本市近隣市町を結び、通勤・通学、通院、買物等の移動を担います。	交通事業者や近隣市町と協議の上、一定以上の運行水準を確保します。 寄居線においては、近隣市町で負担金を負担し、一定以上の運行水準を確保します。
	路線バス ・神泉総合支所線 ・児玉折返し場線	本庄地域と児玉地域又は近隣市町を結び、通勤・通学、通院、買物等の移動を担います。	地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
地域内フィーダー	シャトルバス（乗合バス） （はにぽんシャトル）	本庄駅と本庄早稲田駅を結び、駅間移動、通勤、通院、買物、観光等の移動を担います。	地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用し持続可能な運行を目指します。
	デマンドバス（区域運行） ・はにぽん号 （本庄北、本庄南、児玉市街地） ・もといずみ号 （児玉山間）	広域幹線・地域間幹線へのアクセス及び通学、通院、買物、観光等の日常生活における移動を担います。	
個別輸送	タクシー	個別の移動ニーズに応じた柔軟で自由度の高い移動を担います。	―

補助対象　幹線補助　フィーダー補助

※令和7年3月1日から、デマンドバスの運行区域を従来の本庄北・本庄南地域を統合した「本庄地域」と児玉市街地・児玉山間地域を統合した「児玉地域」の2つの区域に変更しました。

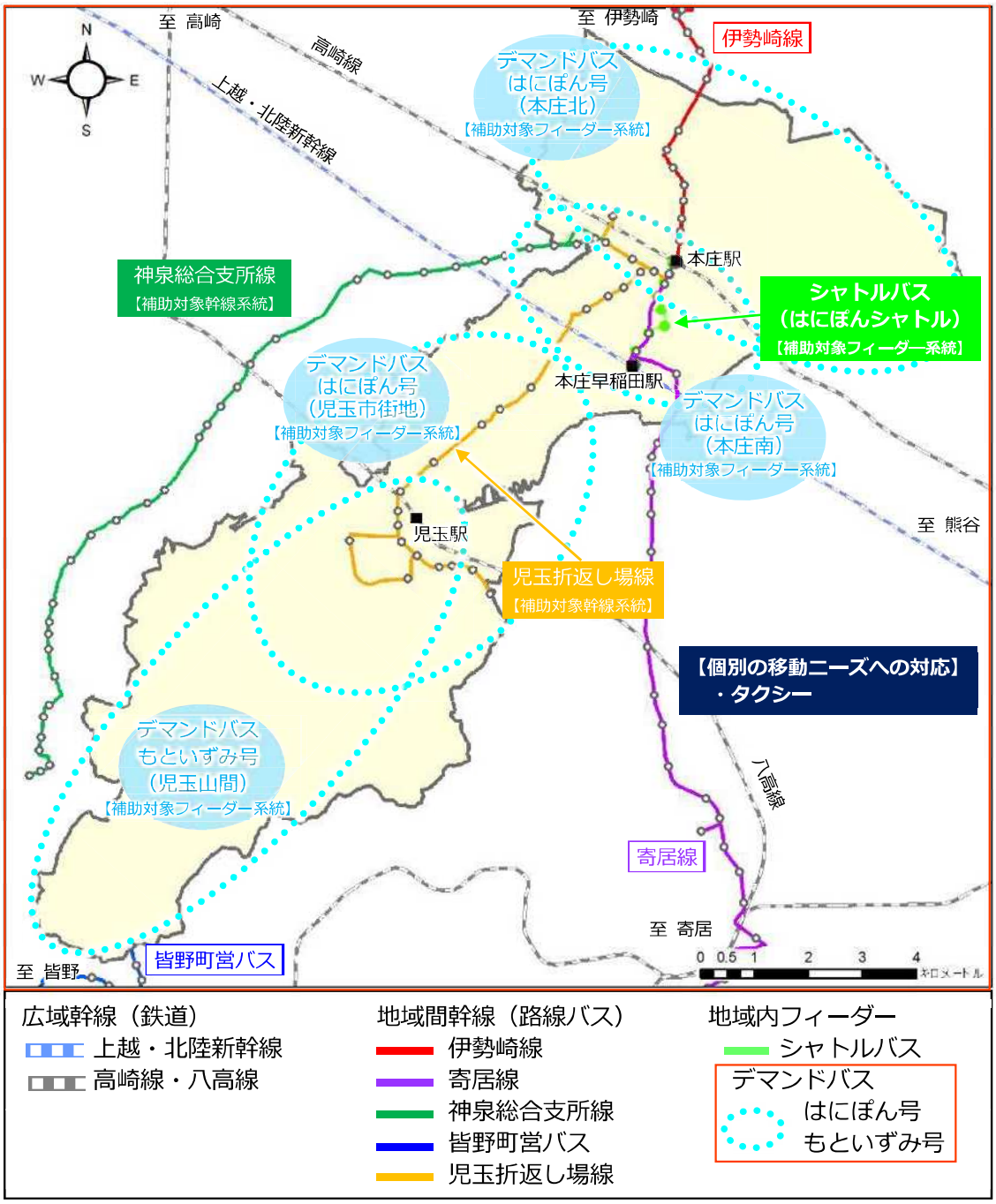

図　本庄市の地域公共交通

●路線バス（伊勢崎線、寄居線、神泉総合支所線）の位置づけ及び役割

本庄駅と近隣市町の拠点間を連絡し、通勤・通学、通院、買物等日常生活における移動や趣味・旅行など、人が移動する目的の全般を担っています。特に、利用者の半数以上は市外の方の利用であり、近隣市町から本市へのアクセス手段の１つとなっています。また、広域幹線である鉄道駅へ連絡しており、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。一方で、神泉総合支所線においては、本市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）により運行を維持・確保する必要があります。

※令和7年3月1日から、デマンドバスの運行区域を従来の本庄北・本庄南地域を統合した「本庄地域」と児玉市街地・児玉山間地域を統合した「児玉地域」の2つの区域に変更しました。
これに伴い、名称を「はにぽん号」に統一しました。

７－４．公共交通の運行に係る事業

市内の地域公共交通について、事業及び実施主体等を以下に整理します。本計画期間においては、以下の交通手段の維持・確保することで、本市の地域公共交通を支えていきます。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
伊勢崎線	伊勢崎駅	東京福祉大学	本庄駅北口	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	―
寄居線	本庄駅南口	本庄早稲田駅北口	寄居車庫	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	―
神泉総合支所線	本庄駅南口	小島南・沖電気前	神泉総合支所	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
児玉折返し場線	本庄駅南口（宮本町車庫）	蛭川	児玉折返し場・赤城乳業千本さくら工場	4条乗合	路線定期運行	交通事業者	幹線補助
シャトルバス	本庄駅南口	新田原	本庄早稲田駅北口	4条乗合	路線定期運行	本庄市(交通事業者へ委託)	フィーダー補助
本庄北地域デマンドバス	本庄北地域			4条乗合	区域運行	本庄市(交通事業者へ委託)	フィーダー補助
本庄南地域デマンドバス	本庄南地域			4条乗合	区域運行	本庄市(交通事業者へ委託)	フィーダー補助
児玉市街地デマンドバス	児玉市街地			4条乗合	区域運行	本庄市(交通事業者へ委託)	フィーダー補助
児玉山間地域デマンドバス	児玉山間地域			4条乗合	区域運行	本庄市(交通事業者へ委託)	フィーダー補助

※令和7年3月1日から、デマンドバスの運行区域を従来の本庄北・本庄南地域を統合した「本庄地域」と児玉市街地・児玉山間地域を統合した「児玉地域」の2つの区域に変更しました。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）　【変更前】　令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
本庄市	本庄観光（株）	（1）　本庄シャトル便	本庄駅南口	新田原	本庄早稲田駅北口	往3.0km 復3.0km	365日	4927.5回			路線定期運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及 び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口 」	③
	朝日自動車（株）	（2）本庄北地域デマンド		本庄北地域		往　km 復　km	293日	4893回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及 び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」	③
	朝日自動車（株）	（3）本庄南地域デマンド		本庄南地域		往　km 復　km	293日	4688回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線 に接続 停留所「飯塚内科産婦人科 」「和菓子いいじま前」 ・補助対象地域間幹線系統児玉線 に接続 停留所「やない歯科医院」 ・補助対象地域間幹線系統神泉線及 び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口 」	③
	朝日自動車（株）	（4）児玉市街地デマンド		児玉市街地		往　km 復　km	293日	2594回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線 に接続 停留所「高関」「浜坂歯科医院 」「吉田林大北」「木田 歯科医院 」「埼玉りそな銀行児玉支 店前」「木村医院」「児玉折返し場」「児玉警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」	③
	朝日自動車（株）	（5）児玉山間地域デマンド		児玉山間地域		往　km 復　km	293日	1377回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線 に接続 停留所「木田歯科医院」「埼玉りそな銀行児玉支店前」「木村医院」「児玉折返し場」「児玉 警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」	③

神泉線・・・本庄駅南口～神泉総合支所 線
児玉線・・・本庄駅南口（宮本町車庫 ）～（児玉高校）～児玉折返し場～赤城乳業千本 さくら工場線

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）　【変更後】　令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
本庄市	本庄観光（株）	(1)　本庄シャトル便	本庄駅南口	新田原	本庄早稲田駅北口	往3.0km 復3.0km	365日	4927.5回			路線定期運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車（株）	(2)　本庄地域デマンド		本庄地域		往　km 復　km	293日	9581回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」「飯塚内科産婦人科」「和菓子いいじま前」「やない歯科医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車（株）	(3)　児玉地域デマンド		児玉地域		往　km 復　km	293日	3971回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線に接続 停留所「高閑」「浜坂歯科医院」「吉田林大北」「木田歯科医院」「埼玉りそな銀行児玉支店前」「木村医院」「児玉折返し場」「児玉警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③

神泉線・・・本庄駅南口～神泉総合支所線
児玉線・・・本庄駅南口（宮本町車庫）～（児玉高校）～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場線

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表１　添付図面

デマンド交通営業区域　…　本庄市域

デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、区域b及び区域bに近接する公共施設（「保健センター」、「市民文化会館」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、区域a及び区域aに近接する公共施設（「本庄市役所」、「湯かっこ」）に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③並びに地域③に近接する「間瀬湖」及び商業施設「ビッグマーケット」に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、１日１往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント、区域cに設置する乗降ポイント及び区域cに近接する公共施設（「セルディ」、「エコーピア」、「秋平小学校」）、商業施設、医療施設に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域①　…　JR高崎線以北の地域

地域②　…　JR高崎線以南の本庄地域

地域③　…　児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④　…　児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

区域a　…　南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線（旧中山道）、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域b　…　北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

区域c　…　国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林

表１　添付図面

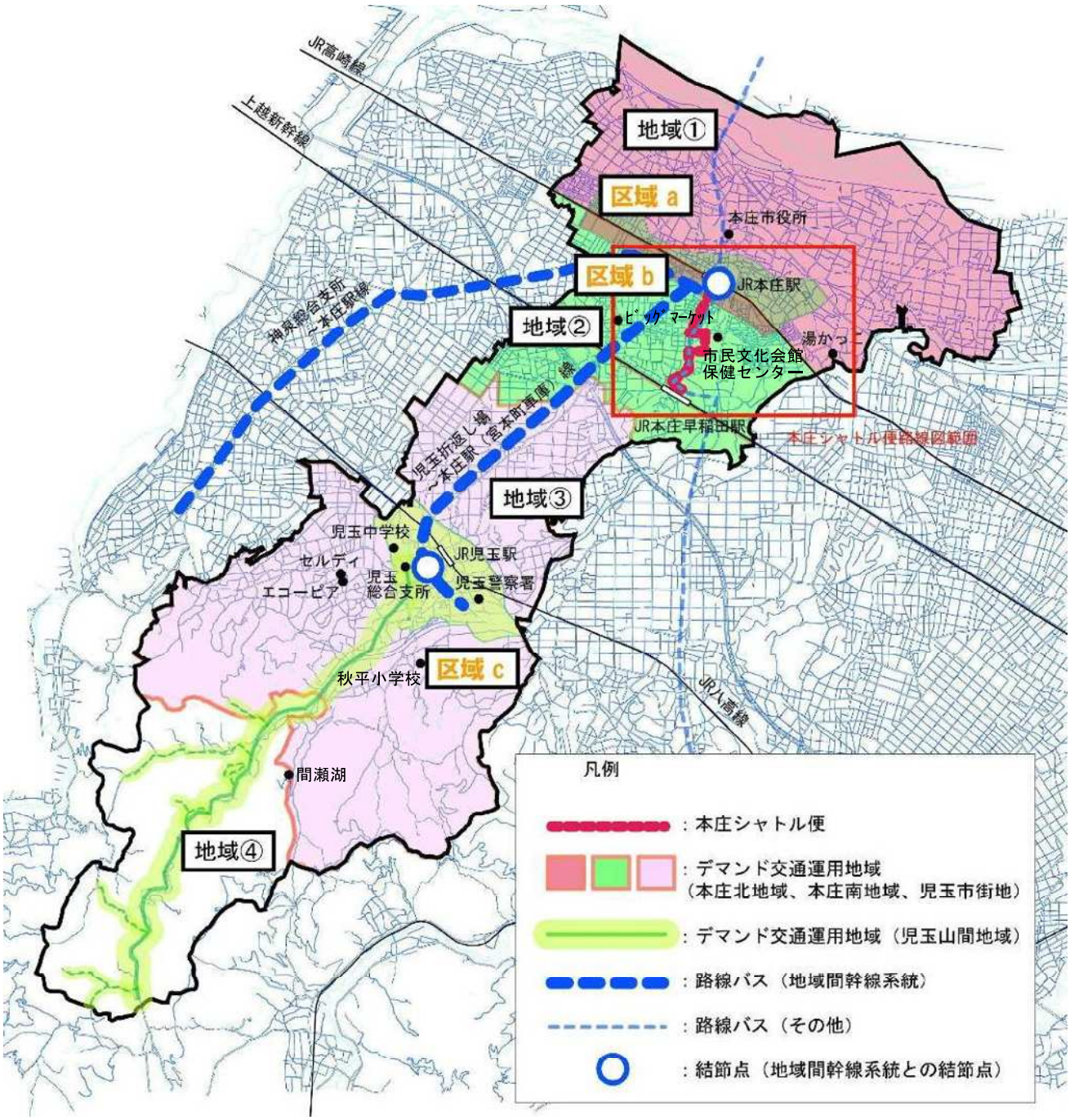
JR高崎線
上越新幹線
地域①
区域 a
本庄市役所
区域 b
JR本庄駅
神泉総合支所
～本庄駅線
地域②
ビッグマーケット
湯かっこ
市民文化会館
保健センター
宮本町車庫線
JR本庄早稲田駅
本庄シャトル便路線図範囲
児玉折返し場
～本庄駅
地域③
児玉中学校
JR児玉駅
セルディ
児玉
総合支所
エコーピア
児玉警察署
区域 c
秋平小学校
JR八高線
間瀬湖
地域④
凡例
：本庄シャトル便
：デマンド交通運用地域
（本庄北地域、本庄南地域、児玉市街地）
：デマンド交通運用地域（児玉山間地域）
：路線バス（地域間幹線系統）
：路線バス（その他）
：結節点（地域間幹線系統との結節点）

表１　添付図面

デマンドバス運行エリア（営業区域）…本庄市域

デマンドバス運用地域

本庄地域	地域１を「本庄地域」とする。
児玉地域	地域２を「児玉地域」とする。 地域２並びに地域２に近接する「ビッグマーケット」及び「本庄早稲田駅北口」に設置する乗降ポイント間を運行する。

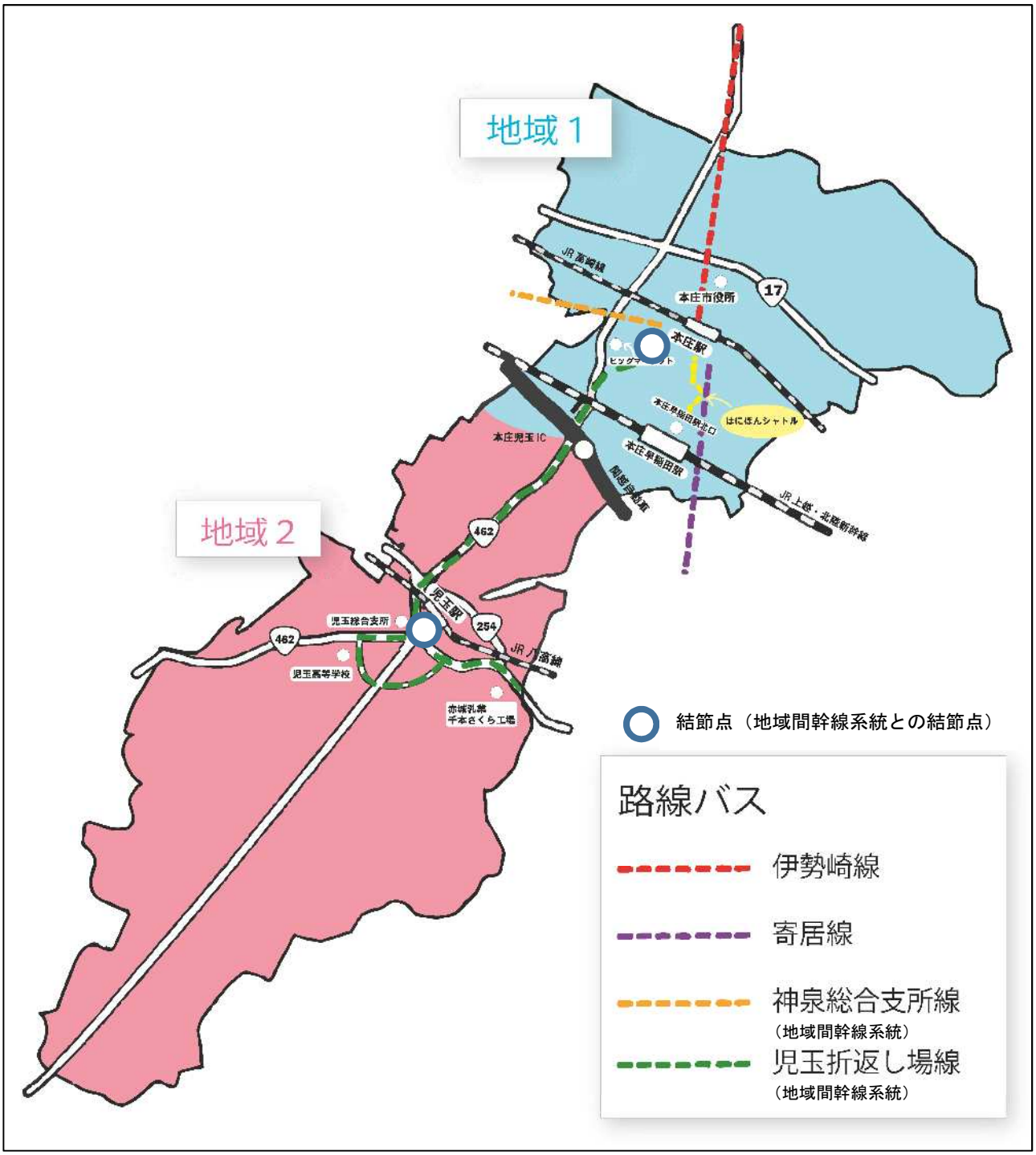

表１　添付資料（運行ダイヤ）　【変更前】

デマンド交通

◎はにぽん号（本庄北・本庄南・児玉市街地）

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※最終降車時刻は17:00

◎もといずみ号（児玉山間）

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40（いろは橋折返し場発）、18:10（児玉中学校発）も運行。席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。一般客の予約がない場合には、通学区間のみ運行。ただし、18:10（児玉中学校発）については、一般客の予約がなく、かつ、当該便を利用する生徒がいないことが明らかな場合には、運行しない。

本庄シャトル便

平日、土曜・休日とも同じダイヤ
年中無休

停留所名	本庄駅南口　→→→　本庄早稲田駅北口													
本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:57	11:37	12:17		13:47	14:22	14:57	15:47	16:22	17:02	18:02	18:47
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:59	11:39	12:19		13:49	14:24	14:59	15:49	16:24	17:04	18:04	18:49
南本町	9:03	9:35	10:10	11:00	11:40	12:20		13:50	14:25	15:00	15:50	16:25	17:05	18:05	18:50
けや木	9:05	9:37	10:12	11:02	11:42	12:22		13:52	14:27	15:02	15:52	16:27	17:07	18:07	18:52
新田原	9:06	9:38	10:13	11:03	11:43	12:23		13:53	14:28	15:03	15:53	16:28	17:08	18:08	18:53
法務局南	9:07	9:39	10:14	11:04	11:44	12:24		13:54	14:29	15:04	15:54	16:29	17:09	18:09	18:54
久下塚	9:09	9:41	10:16	11:06	11:46	12:26		13:56	14:31	15:06	15:56	16:31	17:11	18:11	18:56
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:10	11:50	12:30		14:00	14:35	15:10	16:00	16:35	17:15	18:15	19:00

停留所名	本庄早稲田駅北口　→→→　本庄駅南口													
本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:40	11:20	12:00		13:30	14:05	14:40	15:30	16:05	16:45	17:45	18:30
久下塚	9:17	9:52	10:42	11:22	12:02		13:32	14:07	14:42	15:32	16:07	16:47	17:47	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:44	11:24	12:04		13:34	14:09	14:44	15:34	16:09	16:49	17:49	18:34
新田原	9:20	9:55	10:45	11:25	12:05		13:35	14:10	14:45	15:35	16:10	16:50	17:50	18:35
けや木	9:21	9:56	10:46	11:26	12:06		13:36	14:11	14:46	15:36	16:11	16:51	17:51	18:36
南本町	9:23	9:58	10:48	11:28	12:08		13:38	14:13	14:48	15:38	16:13	16:53	17:53	18:38
駅南交番前	9:24	9:59	10:49	11:29	12:09		13:39	14:14	14:49	15:39	16:14	16:54	17:54	18:39
本庄駅南口	9:28	10:03	10:53	11:33	12:13		13:43	14:18	14:53	15:43	16:18	16:58	17:58	18:43

表１　添付資料（運行ダイヤ）　　【変更後】

デマンド交通

◎はにぽん号（本庄地域）

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※最終降車時刻は17:00

◎はにぽん号（児玉地域）

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40（いろは橋折返し場発）、18:10（児玉中学校発）も運行。席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。一般客の予約がない場合には、通学区間のみ運行。ただし、18:10（児玉中学校発）については、一般客の予約がなく、かつ、当該便を利用する生徒がいないことが明らかな場合には、運行しない。

本庄シャトル便

平日、土曜・休日とも同じダイヤ
年中無休

停留所名	本庄駅南口　→→→　本庄早稲田駅北口													
本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:57	11:37	12:17		13:47	14:22	14:57	15:47	16:22	17:02	18:02	18:47
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:59	11:39	12:19		13:49	14:24	14:59	15:49	16:24	17:04	18:04	18:49
南本町	9:03	9:35	10:10	11:00	11:40	12:20		13:50	14:25	15:00	15:50	16:25	17:05	18:05	18:50
けや木	9:05	9:37	10:12	11:02	11:42	12:22		13:52	14:27	15:02	15:52	16:27	17:07	18:07	18:52
新田原	9:06	9:38	10:13	11:03	11:43	12:23		13:53	14:28	15:03	15:53	16:28	17:08	18:08	18:53
法務局南	9:07	9:39	10:14	11:04	11:44	12:24		13:54	14:29	15:04	15:54	16:29	17:09	18:09	18:54
久下塚	9:09	9:41	10:16	11:06	11:46	12:26		13:56	14:31	15:06	15:56	16:31	17:11	18:11	18:56
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:10	11:50	12:30		14:00	14:35	15:10	16:00	16:35	17:15	18:15	19:00

停留所名	本庄早稲田駅北口　→→→　本庄駅南口													
本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:40	11:20	12:00		13:30	14:05	14:40	15:30	16:05	16:45	17:45	18:30
久下塚	9:17	9:52	10:42	11:22	12:02		13:32	14:07	14:42	15:32	16:07	16:47	17:47	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:44	11:24	12:04		13:34	14:09	14:44	15:34	16:09	16:49	17:49	18:34
新田原	9:20	9:55	10:45	11:25	12:05		13:35	14:10	14:45	15:35	16:10	16:50	17:50	18:35
けや木	9:21	9:56	10:46	11:26	12:06		13:36	14:11	14:46	15:36	16:11	16:51	17:51	18:36
南本町	9:23	9:58	10:48	11:28	12:08		13:38	14:13	14:48	15:38	16:13	16:53	17:53	18:38
駅南交番前	9:24	9:59	10:49	11:29	12:09		13:39	14:14	14:49	15:39	16:14	16:54	17:54	18:39
本庄駅南口	9:28	10:03	10:53	11:33	12:13		13:43	14:18	14:53	15:43	16:18	16:58	17:58	18:43

陸上交通様式第１（日本産業規格Ａ列４番）

本 交 政 第　　号
令和６年１１月　　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　　本庄市交通政策協議会
住　　所　　埼玉県本庄市本庄３－５－３
代 表 者 氏 名　　佐々木　邦明（公印省略）

地域公共交通計画変更届出書

令和６年９月２５日付け国総地第１２５号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○　変更日
令和７年４月１日

○　変更箇所
提出資料のうち、赤字で記載の部分
・本庄市地域公共交通計画別紙
・表１地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

○　変更理由
令和７年４月１日からデマンドバスの運行事業者及び運行時間が変更になるため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

別　紙

令和６年　５月１７日
令和６年１１月　１日　変更
（名称）本庄市交通政策協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本庄市においては、鉄道駅（本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅）を交通結節点として、地域間幹線（路線バス）、デマンドバス、シャトルバス、タクシーにより構成される公共交通網が広がっている。このうち、デマンドバス及びシャトルバスは、幹線に通じる支線の役割を果たしている。

しかしながら、近年、人口減少や高齢化の進展に加え、ゼロカーボンシティの実現や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、地域公共交通計画策定に係る各種意識調査では、公共交通に対する満足度は高いとは言えず、デマンドバスの予約方法の改善など様々な課題が浮き彫りとなっている。

今後、高齢者や運転免許返納者の増加などにより、公共交通の需要が増加することが予測されている。また、公共交通は、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

このため、地域公共交通確保維持事業により、フィーダー系統を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

①公共交通の利用者数

	現状値	計画策定	計画期間				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	**R6 年度**	R7 年度	R8 年度	R9 年度
デマンドバス	10,396 人	-	10,604 人	**10,711 人**	10,818 人	10,926 人	11,000 人
シャトルバス	10,120 人	-	10,323 人	**10,426 人**	10,530 人	10,636 人	10,700 人
目標設定の考え方	デマンドバス、シャトルバスは、現状値に年間の伸び率１％を乗じた値を目標値とします。						

②デマンドバスの予約不成立件数

	現状値	計画策定	計画期間				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	**R6 年度**	R7 年度	R8 年度	R9 年度
予約不成立件数	1,000 件	-	900 件	**900 件**	900 件	800 件	700 件
目標設定の考え方	予約システムの見直しや利用者登録制の導入（R7 年度）により、現状値から 3 割削減することを目標値とします。						

③公共交通の収支率

	現状値	計画策定	計画期間				
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	**R6 年度**	R7 年度	R8 年度	R9 年度
デマンドバス	5.8%	-	現状値以上	**現状値以上**	現状値以上	現状値以上	現状値以上
シャトルバス	18.1%	-	現状値以上	**現状値以上**	現状値以上	現状値以上	現状値以上
目標設定の考え方	利用者増による運賃収入の増加を目指しますが、人件費、燃料費、車両管理費などの運行経費の増加も想定されることから、現状より低下させないことを目標値とします。						

（本庄市地域公共交通計画　Ｐ１２０参照）

（２）事業の効果

フィーダー系統を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・デマンドバスの運行日の見直し（交通事業者、市）
・デマンドバスの運行形態の見直し（交通事業者、民間事業者、市）
・シャトルバスの時刻表の定期的な見直し（交通事業者、市）

その他、各事業を検討・協議のうえ、必要と判断したものを実施する。

（本庄市地域公共交通計画　Ｐ１０３、Ｐ１０６、Ｐ１０８　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドバス及びシャトルバスについて、その運行に係る費用総額 31,121,000 円（令和 6 年度予算）のうち、本庄市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数、予約不成立件数、収支率について、数値指標によるモニタリング・評価を実施

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和 5 年 5 月 26 日（令和 5 年度第 1 回）　令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について協議・承認 ・令和 5 年 7 月 26 日（令和 5 年度第 2 回）　先進自治体視察報告 ・令和 5 年 10 月 2 日（令和 5 年度第 3 回）　デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について協議 ・令和 6 年 1 月 24 日（令和 5 年度第 4 回）　デマンドバス及びシャトルバスの仕様書（案）について協議・承認、令和 5 年度生活交通確保維持改善計画の事業評価を協議・承認 ・令和 6 年 5 月 17 日（令和 6 年度第 1 回）　令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定申請について協議・承認 ・令和 6 年 11 月 1 日（令和 6 年度第 4 回）　令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の変更について協議（令和 7 年 3 月変更分、令和 7 年 4 月変更分）
19. 利用者等の意見の反映状況
地域公共交通計画策定に係る各種意識調査の結果、デマンドバスの予約方法の改善を求める声が多かったため、目標達成のための施策・事業においてもデマンドバスの見直しに重点を置いた計画とした。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）　【変更前】　令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
本庄市	本庄観光（株）	(1)　本庄シャトル便	本庄駅南口	新田原	本庄早稲田駅北口	往3.0km 復3.0km	365日	4927.5回			路線定期運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及 び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線 に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車（株）	(2)　本庄地域デマンド		本庄地域		往　km 復　km	293日	9581回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及 び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」「飯塚内科 産婦人科」「和菓子いいじま前」「やない歯科医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線 に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車（株）	(3)　児玉地域デマンド		児玉地域		往　km 復　km	293日	3971回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線 に接続 停留所「高閑」「浜坂歯科医院」「吉田林大北」「木田歯科医院」「埼玉りそな銀行児玉支店前」「木村医院」「児玉折返し場」「児玉警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」 ・JR上越・北陸新幹線 に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③

神泉線・・・本庄駅南口～神泉総合支所 線
児玉線・・・本庄駅南口（宮本町車庫）～（児玉高校）～児玉折返し場～赤城乳業千本さくら工場線

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）　【変更後】　令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
本庄市	庄和観光バス（株）	(1)　本庄シャトル便	本庄駅南口	新田原	本庄早稲田駅北口	往3.0km 復3.0km	365日	4927.5回			路線定期運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	本庄タクシー（株）	(2)　本庄地域デマンド		本庄地域		往　km 復　km	293日	9962回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統神泉線及び児玉線に接続 停留所「本庄駅南口」「松澤医院」「飯塚内科産婦人科」「和菓子いいじま前」「やない歯科医院」 ・JR高崎線に接続 停留所「本庄駅北口西」「本庄駅南口」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	朝日自動車（株）	(3)　児玉地域デマンド		児玉地域		往　km 復　km	293日	1172回			区域運行	①	・補助対象地域間幹線系統児玉線に接続 停留所「高関」「浜坂歯科医院」「吉田林大北」「本田歯科医院」「埼玉りそな銀行児玉支店前」「木村医院」「児玉折返し場」「児玉警察署」 ・JR八高線に接続 停留所「児玉駅前」 ・JR上越・北陸新幹線に接続 停留所「本庄早稲田駅北口」	③
	本庄タクシー（株）	(4)						1319回						

神泉線・・・本庄駅南口～神泉総合支所線
児玉線・・・本庄駅南口（宮本町車庫）～（児玉高校）～児玉折返し場～赤城乳業千本さくらエ場線

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表１　添付資料（運行ダイヤ）　【変更前】

デマンド交通

◎はにぽん号（本庄地域）

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※最終降車時刻は17:00

◎はにぽん号（児玉地域）

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※通学用として児玉中学校の開校日に合わせて7:40（いろは橋折返し場発）、18:10（児玉中学校発）も運行。席に余裕がある場合、予約のうえ一般客も乗車可。一般客の予約がない場合には、通学区間のみ運行。ただし、18:10（児玉中学校発）については、一般客の予約がなく、かつ、当該便を利用する生徒がいないことが明らかな場合には、運行しない。

本庄シャトル便

平日、土曜・休日とも同じダイヤ
年中無休

停留所名	本庄駅南口　→→→　本庄早稲田駅北口													
本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:57	11:37	12:17		13:47	14:22	14:57	15:47	16:22	17:02	18:02	18:47
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:59	11:39	12:19		13:49	14:24	14:59	15:49	16:24	17:04	18:04	18:49
南本町	9:03	9:35	10:10	11:00	11:40	12:20		13:50	14:25	15:00	15:50	16:25	17:05	18:05	18:50
けや木	9:05	9:37	10:12	11:02	11:42	12:22		13:52	14:27	15:02	15:52	16:27	17:07	18:07	18:52
新田原	9:06	9:38	10:13	11:03	11:43	12:23		13:53	14:28	15:03	15:53	16:28	17:08	18:08	18:53
法務局南	9:07	9:39	10:14	11:04	11:44	12:24		13:54	14:29	15:04	15:54	16:29	17:09	18:09	18:54
久下塚	9:09	9:41	10:16	11:06	11:46	12:26		13:56	14:31	15:06	15:56	16:31	17:11	18:11	18:56
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:10	11:50	12:30		14:00	14:35	15:10	16:00	16:35	17:15	18:15	19:00

停留所名	本庄早稲田駅北口　→→→　本庄駅南口													
本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:40	11:20	12:00		13:30	14:05	14:40	15:30	16:05	16:45	17:45	18:30
久下塚	9:17	9:52	10:42	11:22	12:02		13:32	14:07	14:42	15:32	16:07	16:47	17:47	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:44	11:24	12:04		13:34	14:09	14:44	15:34	16:09	16:49	17:49	18:34
新田原	9:20	9:55	10:45	11:25	12:05		13:35	14:10	14:45	15:35	16:10	16:50	17:50	18:35
けや木	9:21	9:56	10:46	11:26	12:06		13:36	14:11	14:46	15:36	16:11	16:51	17:51	18:36
南本町	9:23	9:58	10:48	11:28	12:08		13:38	14:13	14:48	15:38	16:13	16:53	17:53	18:38
駅南交番前	9:24	9:59	10:49	11:29	12:09		13:39	14:14	14:49	15:39	16:14	16:54	17:54	18:39
本庄駅南口	9:28	10:03	10:53	11:33	12:13		13:43	14:18	14:53	15:43	16:18	16:58	17:58	18:43

表１　添付資料（運行ダイヤ）　【変更後】

デマンド交通

◎はにぽん号（本庄地域・児玉地域（標準運行型））

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～17:00 ※最終降車時刻は17:00 ※日曜日に利用者ニーズ把握のため実証実験として8日間運行する。

◎はにぽん号（本庄地域・児玉地域（延長運行型））

月～土曜日 （日曜・休日・12/29～1/3は運休）	8:00～18:00 ※最終降車時刻は18:00

本庄シャトル便

平日、土曜・休日とも同じダイヤ
年中無休

停留所名	本庄駅南口　→→→　本庄早稲田駅北口													
本庄駅南口	9:00	9:32	10:07	10:57	11:37	12:17		13:47	14:22	14:57	15:47	16:22	17:02	18:02	18:47
駅南交番前	9:02	9:34	10:09	10:59	11:39	12:19		13:49	14:24	14:59	15:49	16:24	17:04	18:04	18:49
南本町	9:03	9:35	10:10	11:00	11:40	12:20		13:50	14:25	15:00	15:50	16:25	17:05	18:05	18:50
けや木	9:05	9:37	10:12	11:02	11:42	12:22		13:52	14:27	15:02	15:52	16:27	17:07	18:07	18:52
新田原	9:06	9:38	10:13	11:03	11:43	12:23		13:53	14:28	15:03	15:53	16:28	17:08	18:08	18:53
法務局南	9:07	9:39	10:14	11:04	11:44	12:24		13:54	14:29	15:04	15:54	16:29	17:09	18:09	18:54
久下塚	9:09	9:41	10:16	11:06	11:46	12:26		13:56	14:31	15:06	15:56	16:31	17:11	18:11	18:56
本庄早稲田駅北口	9:13	9:45	10:20	11:10	11:50	12:30		14:00	14:35	15:10	16:00	16:35	17:15	18:15	19:00

停留所名	本庄早稲田駅北口　→→→　本庄駅南口													
本庄早稲田駅北口	9:15	9:50	10:40	11:20	12:00		13:30	14:05	14:40	15:30	16:05	16:45	17:45	18:30
久下塚	9:17	9:52	10:42	11:22	12:02		13:32	14:07	14:42	15:32	16:07	16:47	17:47	18:32
法務局南	9:19	9:54	10:44	11:24	12:04		13:34	14:09	14:44	15:34	16:09	16:49	17:49	18:34
新田原	9:20	9:55	10:45	11:25	12:05		13:35	14:10	14:45	15:35	16:10	16:50	17:50	18:35
けや木	9:21	9:56	10:46	11:26	12:06		13:36	14:11	14:46	15:36	16:11	16:51	17:51	18:36
南本町	9:23	9:58	10:48	11:28	12:08		13:38	14:13	14:48	15:38	16:13	16:53	17:53	18:38
駅南交番前	9:24	9:59	10:49	11:29	12:09		13:39	14:14	14:49	15:39	16:14	16:54	17:54	18:39
本庄駅南口	9:28	10:03	10:53	11:33	12:13		13:43	14:18	14:53	15:43	16:18	16:58	17:58	18:43

資料３

「今後のスケジュール」及び「運行にあたって協議・合意が必要な事項」

１　今後のスケジュール

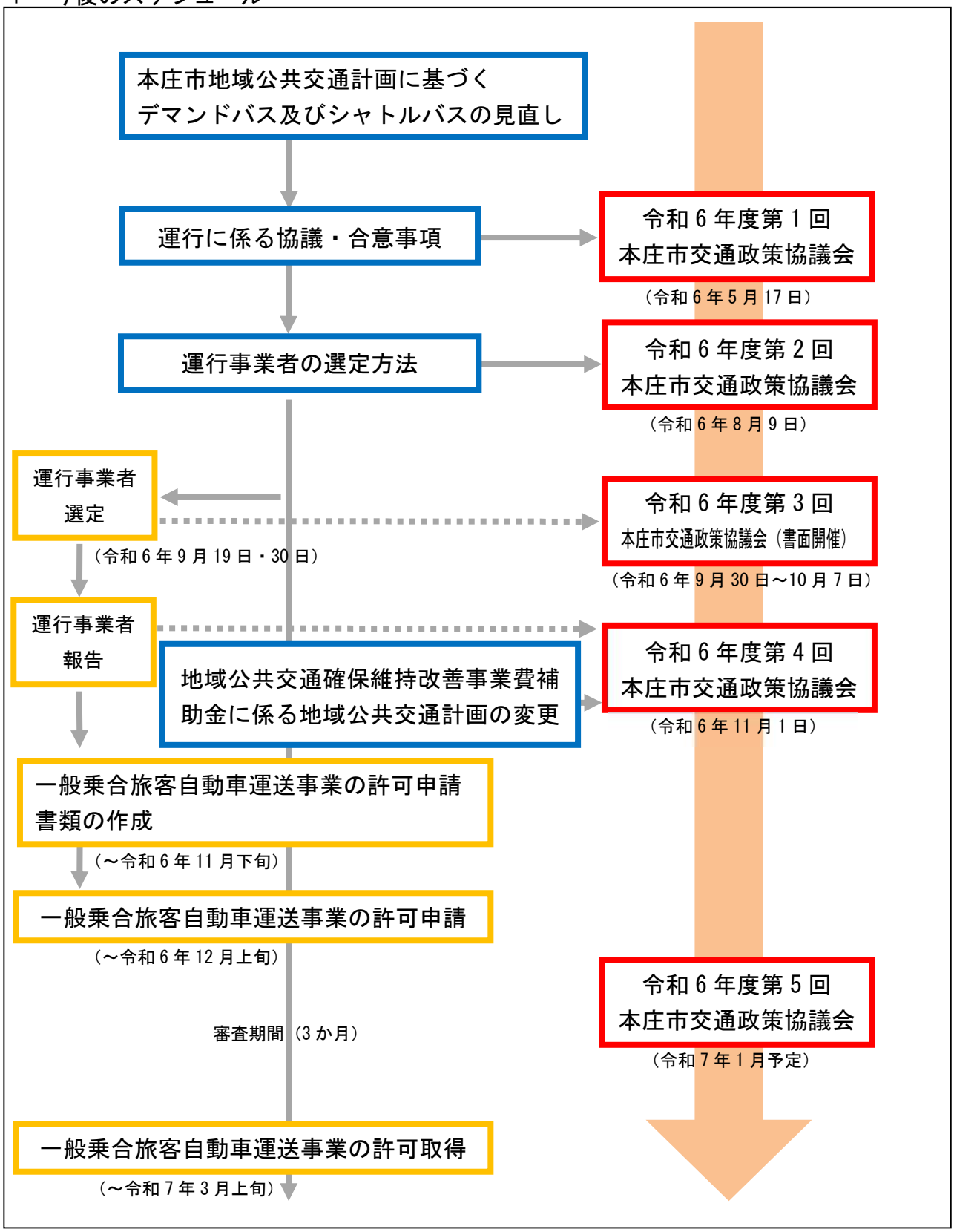

２　運行にあたって協議・合意が必要な事項

（１）【デマンドバス・シャトルバス共通】乗継券

運賃協議分科会が定める乗継割引に使用する乗継券は、現行の乗継券と同等のものを使用する。

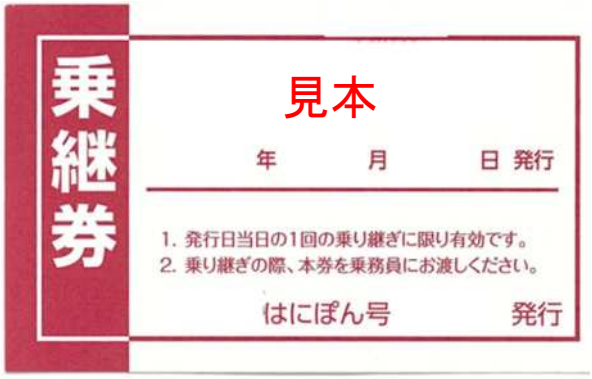

（２）【デマンドバス・シャトルバス共通】回数乗車券

運賃協議分科会が定める回数乗車券料金に使用する回数乗車券は、現行の回数乗車券と同等のものを使用する。

（３）【デマンドバス】ラッピング

デマンドバスのラッピングは、現行のデザインと同等のものを使用する。

はにぽん号
熊谷300
あ・・85
本庄市役所
はにぽん号のりば

はにぽん号
熊谷300
あ・・85

（４）【シャトルバス】ラッピング

シャトルバスのラッピングは、現行のデザインと同等のものを使用する。

はにぽん
シャトル
乗合
はにぽん
本庄観光㈱

はにぽん シャトル
87